

裁判所書記官印

本 人 調 書

(この調書は、第7回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示 令和3年(ワ) 第1103号
期 日 令和3年12月2日 午後2時30分
氏 名 水野昇
宣誓その他の状況 裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳 述 の 要 領

別紙反訛書のとおり

以 上

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが
良心に従って、ほんとうのこと

もう
を申します。

し
知っていることをかくしたり、

な もう
無いことを申したりなど、

けつ
決していたしません。

いじょう ちか
以上のとおり誓います。

氏名

印

裁判官（石川）

あなたは、本件リコールの会の活動には、いつ頃から関わるようになったんでしょうか。

2019年にトリエンナーレが行われましたので、そのときから反対運動をしてまして、リコールしたいなという思いがずっときてまして、2020年頃に、高須さんとか、全国的に日本をおとしめる卑しい展示を税金でやったということに対する反発が高まってきたので、これはリコールしないかんなという、愛知県民の責任を感じてリコールしたいと思っておりましたので、具体的にいうと当初から全部関わってました。

リコールの会の活動に参加されたのは、2020年頃からというふうに伺つていいですか。

もう会は2020年6月1日、2日の申請ですので、そこからずっと関わっています。

じゃ、設立以降からずっと関わっておられるという理解でいいですか。

ただ、事務局の中核ではなしにお手伝いで関わっていました。

あなたから見て、本件原告のリコールの会というのは、何を目的に、どのような活動をする団体だったという理解でしょうか。

私の認識は、先ほど言ったように、日本を、日本人をおとしめる展示を、愛知県税を使った大村知事をリコールしなあかんという全国の声の代理として、何とか成功したいという思いで、リコールの会を立ち上げて、受任者募集に奔走しました。それと並行して2019年の県の税金の監査請求もしたりして、愛知県中、名古屋市のところ、全市町村、議会のほうも全部お邪魔して陳述してきました。

あなたは、原告リコールの会においての役割というのは、どのようなものだったんでしょうか。

自主的な参加で、事務局がうまくいかないと受任者が集まらないので、そのサポート的な立場で、一切、事務局の中枢には入ってません。事務局長の言われた指示については、従順に従って、言うことを聞いてやつていただけです。

サポートというところなんんですけども。

そうです。

サポートの活動の内容といいますか、例えば、結構ですけど。

例えば、署名用紙を送る封筒を発送するのに郵便局、東郵便局に出せば済むものを、各地の郵便局に持っていくということをお手伝いしたり、やってました。

それでは、あなたが今回の裁判で問題となっている54枚の署名簿、本件署名簿とこれから言つていきますけども、これを最初に、いつ、どこで見ましたか。

11月4日11時半に尾張旭市選挙管理委員会へ出てほしいと要請があったので、お邪魔しました。その作業というのは、ナンバリングですので、ナンバリングというのは1つしかないんです、ですので、伊藤さんという方がナンバリングをしてみました。私は、ナンバリングを押しやすい環境をつくる、書類を整理しておったんです。そのときに署名簿を見たら、お手元の何号証でしたかね、あれより同一筆跡、印鑑も押印も同じなんです。そこで気がつきましたので、去年の11月4日11時半過ぎです。それともう一つ疑問な点があったのは。

そこで、あなたの陳述書では、今、お話もあったと思うんですけど、この54枚の本件署名簿について偽造があると判別したということなんですけれども、その理由については、今、筆跡の話とか、押印の話が出たと思うんですけど、端的にまとめると、何で偽造であるというふうに判断できたんでしょうか。

代筆は認められています。代筆というのは認められていますので、誰が書いてもいいんです。ただし、右側に代筆の認証が要るんです。それは一切書いていないんです。そうなると、上に書いてある地方自治法違反ということは、明確に書いてあるんです。その場合は、私ども、ほかでやっている場合は、やはり書けないおじいさん、おばあさんが来るときは、お子さんに書いてもらって代筆をやっているんです。一切ない中で、同じ筆跡だったんです。それと押印なんです。我々、街頭署名でやっていると、押印は皆さん不慣れで、べたっと押すんです、真っ赤っかになるんです。判別できませんよ、ほとんど。ところが同じのでなぞってありますので、考えられません。現場でやった人間からすると異常でしたので、偽造と判断いたしました。そして、持って外へ出た段階で、ちょっと後先になりますが、日付なんですよ、10月25日が締切りなのに26日なんです。中には提出したのがあるんです。

何が、26日なんでしょうか。

締切りが10月25日で終わつとるんです。26日だと無効になっちゃうんですよ。日にちが無効になるんです。署名期間というのは9月25日から10月25日でございますから、10月26日は無効なんです。彼らは選管が判断すると言うんだけど、やはりリコールの会も出す前に審査しなあかんです。それを私がやつただけのことなんです。そこで気がついたのは、同じような署名と押印で気がつきました。

今、26とおっしゃったのは、署名簿に記載、作成日付みたいなものが10月26日と書いてある点もおかしい。

署名日です。

署名日が10月26日になっている点も、25日までが締切りだったのに、26日になっているのがおかしいということで、偽造を疑う1つの事情にな

るということですね。

選管に出すまでもなく、除去しないと駄目なんです。

それで、その本件署名簿はひとまず偽造ということに気づいた後、誰が預かることになったんでしょうか。

伊藤さんは、いろいろおっしゃっているけれども、現実はナンバリングというのは大変な量なんです。その日は午前中からずっと夜中の11時までやってみえて、もう疲労困憊、伊藤さんは、かわいそうながらいやってみえた。そこであっと驚いて、伊藤さんは、請求代表者ですから相談したんです。これは出してはいけないものだから、私が持つて帰るということで、見せて帰りました。

では、ひとまず預かることになったのは、被告本人ということで大丈夫ですよね。

それは、請求代表者に承諾を受けました。

請求代表者の伊藤さんの承諾を得た上で、あなたが一旦、預かったということですね。

乙第20号証に陳述があります、伊藤さんの。乙第10号証には、同席した伊藤さんの陳述もあります。

あなたが一旦、預かった後、その本件署名簿のその後の取扱いについて、誰から指示を受けたようなことはありましたか。

はい。10月5日、瀬戸で同じくナンバリング作業のお手伝いがあつたので、瀬戸市役所に9時半に行きました、朝の9時半。ところが、担当の山田豪君が来たのが10時半なので、その間、いろいろだべつておりましたけど、何の沙汰もありませんでした。山田君が来ても、署名簿を返せということもありませんでした。その後、高須さん御本人から私のほうに電話がありました。そこで、選管へ出せと、その判断は選管がすべきで、君がすべきことじゃないということで叱責を受

けましたが、私は、偽造と判明したものは選管に出すことは不法行為だからできないと拒みました。

その選挙管理委員会に出せという指示を、高須さんからあったということですね。

直接、電話がありました。

その偽造かどうかの判断というのは、選挙管理委員会がすべきなんだから、水野さんが判断するんじゃなくて、まず出しなさいよという指示をいただいたということなんですね。

いただいた。私の認識とは違います。選管の作業、日にちが明らかに違う署名簿は、選管に出しては駄目なんです。

それは、だから高須さんの認識とあなたの認識は違うという話ですよね。

これはまさに田中孝博の虚言です。

その高須さんから指示を受けて、その後、あなたは、実際に提出するような作業をしたんでしょうか。

はい？

高須さんからの、その署名簿を提出してくださいという指示というか依頼を受けて、あなたは、実際に提出するようなことをしたんですか。

5日の夕方5時前に、取りあえず尾張旭選管を持っていきました。これ、高須さんが渡せと言ったから持ってきたけど、受け付けますかと言いましたら、選管は、もう終わっているから受付できないと言いましたが、承知で行きましたけど、一応、持っていました。

持っていったのに、受け取ってもらえなかつたということですね。

ああ、もうそうです。

結局、選挙管理委員会には提出することができなかつた本件署名簿を、次にあなたは、どこに持っていましたか。

6日に尾張旭市の管轄の守山警察署を持っていきました。知能犯の矢

野刑事です。

このときに、あなたが持っていた署名簿の枚数は覚えてますか。

ですから、当時、私も正直いって55枚とか言っていますけれども、

後で考えたら54枚でした。

当時は、55枚だという説明を警察にしたということですか。

そうです。今しがた数えたら、精査したら54枚でした。

あなたが持っていた署名簿を、守山警察署は受領といいますか、受け取つたんでしょうか。

受け取らないんですよ。逆に、守山警察は、何でリコールする団体がこんな署名簿を作るんだといって、考えられんといって、考えあぐねて受け取らずに帰ってきました。

結局、警察に持っていた後も、あなたが持つて帰ることになったということですね。

そういうことです。

その持つて帰った後なんですけれども、警察署だったり、捜査機関以外の人には本件署名簿を見せたり、もしくは渡したりというようなことをする機会はありましたか。

新聞社、マスコミに渡しました。マスコミにコピーを焼いていただきて、原本とコピーと私は管理してました。

覚えている範囲、供述できる範囲で結構ですけれども、マスコミというのは結構ふんわりしているんですけども、具体的にどういう人に、いつ頃、どのような形で見せたんですか。

読売新聞の記者です。

1回ですか、読売新聞の記者の方のみということですか。

一番最初はね。

今、マスコミとおっしゃったのは、つまり読売新聞の記者さんということです

すね。

最初は、そうでした。

その読売新聞の記者さんに見せたときのやり取りみたいなものを教えていただければと思うんですけど、見せたというのは原本を、全部を一旦、お見せしたようなことがあったんですか。

お渡しをして、コピーを焼いていただきました。全部、新聞社のほうで。

あなたが、今回、本件署名簿の原本を、その読売新聞の記者さんに一度お渡しして。

渡して。

そのコピーを読売新聞の記者さんが自ら取られたと、そういうことですか。

それが、そのコピーです。お渡ししたコピーのコピー。

じゃ、そのコピーは、新聞記者さんの手控えと、あと、あなたの分もコピーとして同じ機会にもらったということですか。

そういうことです。

その機会以外に、あなたのほうで本件署名簿のコピーを作ったりしたような機会ってありましたか。

ないです。

ということは、その読売新聞の記者の方が持っているコピーと、あなたがそのときにもらった、1部ですか、全てについて1枚ずつのコピーということですか。

ですから、新聞社1部と私が1部ですから。その後に、東海テレビも持ってきてましたので、東海テレビはコピーのコピーをしたもので、現地まわつゝるはずです。

東海テレビには、その読売新聞の記者さんとのやり取りの後に取材を受ける機会があったということですか。

後です、そうです。そのものを持って、新聞社は一軒一軒回ったのがニュースになったようですね。ただし、そのときに、どうもうわさではBPOに訴えられて、東海テレビの記者は、ちょっと困ったなという顔をしていました。

今、新聞社を回ってみたいな話がちょっと出てたと思うんですけど、新聞記者にお見せしたのは、読売新聞の方1回ということでおろしいんですね。
そうです。

その後に、東海テレビの方にもお見せする機会があったと。

見せました。

ただ、そのときに見せたものというのは、コピーのコピーのことですか。

コピーです。

そのコピーのコピーを作成されたのは、水野さん御自身ということですか。

じゃないです。

ではない。

ないです。東海テレビがコピーしました。白黒でコピーしていましたよ。

そうなると、水野さんのお手元のコピーを東海テレビの方にお渡しして、また今度、その手控えを取る要領で東海テレビの方がもう一個コピーを作られたと、そのようなことですか。

そういうことです、そういうことです。そのほかに、中日新聞が、警察で原本を提出する直前に駐車場で会って、写真を撮っていました。

それは、そのお見せした署名簿の原本とかを、写真を撮られた機会があったということですね。

原本です。はい、そうです。

そういうような何回かマスコミの方に、本件署名簿の原本、またはコピーを

お渡ししたり、お見せする機会があったということですね。

ありました。逆に、2005年にヤフーオークションの原告団長だったときに、なかなか警察とかが動かなかったんです。その経験から、マスコミに載ると、警察がよく動いてくれるんです。ですので、11月6日に持ってきたときに、初動がなかったので、これはマスコミを使って、使うという言い方は失礼だけど、頼んで、やることによって、社会に告知され、警察の事件になるなということでやりました。そのときに、金銭の授受は一切ありません。

それで、あなたは、マスコミの方にお見せする機会があったと思うんですけども、それとは別に、本件署名簿を実際どなたかにお渡しする機会、提出するような機会があったと思うんですけど、それはいつ頃、どなたに対して、何枚交付したということになりますでしょうか。

ほんとに恥ずかしいけど、社会に知らしめたいという思いの中で、知人には渡したりして、後で回収したりしておりますが、その中で漏れたというのが、今回の不足分だと認識しております。もう、社会にこういう事態を知らしめるということに重点を置いてましたので。

本件署名簿の原本を、誰に最終的に提出したかということをまず伺いたいんですけども、こちらから言ってしまうと、結局警察に出したという経過がありますよね。

うん。

何枚かずつ出すような話があったかと思うんですけど、その辺についてもうちょっと教えていただいていいですか。いつ、何枚を、どこに持っていったみたいな話です。

手元に資料は、日付のことは今、申し上げにくいんで、申し訳ありませんが、手元にあると思いますので。

覚えている限りで結構ですよ。

守山警察から、今度は電話がきました。持ってきてほしいと、それで、持っていました。それで提出したら、警察が窃盗と書いたんです、窃盗と。何で窃盗だと、これは、そういう訴えがあったから窃盗だということだということをおっしゃったけど、私は非常に不本意でした。偽造署名簿を何で窃盗だということだけど、私は持っていたくはなかったので、もうやむを得ず窃盗と書いて、矢野刑事に渡しました、守山警察署の知能犯の。それで最初40枚渡したかな、それと先ほど言った知人に渡したり、家の中から探して出てきたのが3枚か4枚だったかな、それで、都合43枚でしたが、原本は、警察のほうに納めています。

あなたの陳述書では、令和2年11月18日にまず40枚を提出して、その後、令和3年2月10日に2枚ですか、同じ年の3月4日に3枚、合計45枚を警察署にお渡ししたことなんんですけど、これは記憶どおりということで大丈夫ですか。

失念してました、数字的にはそのとおりです。

警察に渡したのは、全部で45枚ということで大丈夫ですか。

はい。

あなたが、この本件署名簿が、もともとは54枚あったということだと思うんですけども、この54枚あるなというのを最後に確認したのは、あなたの記憶に基づくと、いつということになりますか。

18日、読売新聞さんにコピーを焼いていただいた後ぐらいだったかな。

例えば、そのコピーをもらったときに、もううときに枚数を確認したりとかいうことも水野さんの方でしたりということもあるかなと思うんですけども、それでも、そのときには54枚確認したような記憶とかがあるということですか。

それぐらいです、はい。そういうことです。その時期と思います。これも確定できません。

その頃には、54枚あったなど確認した記憶があるとして、それ以降では、特に数えたりするような機会はなかったんですか。
ないです。

警察に提出する以前も含めてなんですかでも、あなたは、本件署名簿をどこで、どのように保管、保存していたのでしょうか。

家の中に置いて、車の中に置いて、皆さんに見せて、やはりこれは事件にしないといかんもんですから、マスコミに載る前であつたし、載った後でもそうですが現物を見せて、皆さんの関心を呼ぶように努めてました。車の中です。

家の中に原本を持ち込むようなことというのは、基本的になかったということになるんですか。

今、思い出すと、家の中で私は仕事をしないものですから、コンピューター以外は、書類関係は。僕の車は汚いですが、車です。

あなたがいつも使われている車に、基本的に置き続けていたというようなことなんですね。

そうです。もう一つ申し上げると、先ほどの補完します。普通、署名簿というのはA3を折ってあるんです。今は折ってあるんだけど、そのときは折っていないんですよ。1枚なんです。

そのときというのは、どの時点のことでしょうか。

私が、発見したとき。

偽造とあなたが認識した時点のときですね。

うん。もう一つの理由、普通署名簿は折って渡して回収するんです。折ってないので、それも不思議なことだなということは思いました。管理の過程で、必ず折られるような処理がされるはずなのに、折られていない

い状態で署名簿があったことが、偽造とあなたが考えたことの理由の1つということですね。

そうです。

あなたは、先ほどから、本件署名簿の原本のみならずコピーも人に作ってもらったものを受け取ったりということもあったというお話なんですかけれども、原本とコピーを分けて管理したりするようなことはしていたんでしょうか。

分けて管理してましたけども、ちょっと混ざったときもあります。よく似とるんです、今、コピーが優秀なもんですから。

コピーですからね。

ええ。

では、混ざるような機会もあったかもしれないということなんですかね。あなたは、本件のこの裁判が始まって以降、紛失してしまったという、本件署名簿のうち9枚についてなんですけども、探すようなことはしてみたんでしょうか。

もちろん警察からも再三言われて、矢野さんに言われて、車の中も、家もないと思ったけど探しました。で、渡した人も思い出して、3枚も回収に行ったりもしました、はい。

探したというのは、先ほど車で保管していたということなんで、車をよく探されたと、そういうふうなことになるんですかね。

紙のバッグに入れてありましたので。

車の中の紙のバッグにですね。

そうです、はい。大体、場所は決まっているんです。だから、誰かに渡したという中で、思い出すことに努めました。

むしろ探す方法としては、車の中にあるかなというよりは、あの人に渡したかもしれないから、あの人に聞いてみようみたいな、そういうことで探したことなんですね。

はい、そうです。

あなたが最終的に、今回、本件署名簿9枚をなくしてしまったというお話を
と思うんですけれども、なくしてしまった原因は、振り返るに、どういうよ
うなことだと思いますか。

当時、皆さんに見せて歩く中で、不特定多数も含めてありますので、
その中で紛失を、管理不十分で紛失したとしか言いようがありません。
あなたの認識で結構なんですけれども、本件署名簿の原本を渡したりとか、
預けたりというようなことをした相手というのは、先ほど読売新聞の記者に
は見せたということがあったのと、あと知人に一時期預けたみたいな話もち
ょこっと出てきたと思うんですけども、記憶の限りで、原本を渡した、預け
たというようなのは、先ほど確認した読売新聞の記者の件以外に、どのよ
うなものがあるんですか。

2枚出てきたのは、車の中のコピーの中に紛れ込んでいました。あと
の3枚は春日井の友人というか、知人に渡して見せてあったもんです
から、その方から回収しました。

見せただけではなく、1回預けたんですね。

預けました。

そのほかに、あなたの記憶の中で、誰かに本件署名簿の原本を渡したり、預
けたりというような機会はありましたか。

いや、あったと思いますけど、具体的に覚えていませんというか、失
念しました。

覚えている限りでは、先ほどの、ありませんかというような探すような作業
もされたということなんですかね。

春日井の方に渡したというのは、政治関係の方なもんですから、当時、
田中孝博は衆議院候補でもあったので、非常にまずいという危惧もあ
ったもんですから、あえて、その方には政治家と5区の公認候補にな

っているけども、この人物はこれまでまずいんだろうなということで、あえて原本をお持ちしました。

次に、本件署名簿じゃなくて、署名簿仮受領書についても幾つか簡単に伺います。この署名簿仮受領書は、あなたが令和2年11月4日に幸田町の選挙管理委員会に署名簿を提出して、それと引換えに1枚受け取った、ということでおいいんですかね。

これは、私じゃなしに、聞いた話ですよ、三河の方が幸田町へ出して、仮受領書をもらったと、そいつを岡崎に当時事務所があったもんですから、岡崎の事務局の鵜飼幸孝君に渡したと、そのものがツイッター上に上がってきたり、どうしようということで、じゃ、私が預かってもいいよということで、僕のところに来ただけで、私自身は預かり物です。

選挙管理委員会から直接は受け取っていないにしても、そういうような鵜飼さんとかを介してということなんでしょうか。

鵜飼君が岡崎におったもんですから、その幸田町でもらった方が、鵜飼君のところに届けて僕が持つとったわけです。

受け取った機会はあったということで大丈夫ですよね、原本を。

それは事実です、はい。

その署名簿仮受領書の1枚の原本を、あなたは最終的に、いつ、誰に提出というか渡しましたか。

これは、今、田中孝博が地方自治法違反で刑事事件になっていますので、その捜査の延長で、私に事情聴取が県警の捜査2課からありました。その事情聴取の中で、会話の中で、こういうわけの分からんものが鵜飼幸孝から来たけども、私は持っていたくないからとどうしようと言ったら、じゃ私が預かろうということで捜査2課の担当、名前はちょっと失念しましたけど、捜査2課の担当者に渡して、受領書も、

その捜査2課のほうの受領書になっていると思います。そのときに、鵜飼幸孝君が、わけの分からんコピーと書いたような2枚を渡したはずなんです、原本とコピーと、捜査2課に渡っています。

あなたが受け取った、その署名簿仮受領書の原本1枚は捜査機関に取調べ等を受ける過程もありつつ、その中で、捜査機関に提出したということでいいんですよね。

刑事事件の事情聴取の会話の中で、渡しときました。

原告ら代理人

主尋問で答えていただいたことを簡単に、まず整理をさせていただくと、昨年、令和2年11月6日に、守山警察署に相談に行って、そのときは54枚という内容の申告をされたわけですね。

そういうことですね。

その後、警察署に呼ばれて署名簿を提出したと、それが令和2年11月18日で、そのときに押収品目録交付書をもらって、そこには40枚という記載がされているわけですが、記憶はありますか。

先ほど、判事さんに言ったとおり、その間に失念したので、手元にあったのが40枚で、そのまま渡しましたが、これは窃盗の証拠品として提出しました。

時間があまりないものだから、答えだけ、まず答えていただきたい。まず、40枚渡した、それで、今の話だと54枚と40枚の差で、差の数である14枚については、その間になくなしてしまっていたと、簡単に言うとそういうことですか。

そういうことですね。どつかに紛れ込んでいたということ、その中で探したのが、5枚探せたということです。

それじゃ、もう一回管理状況についてお聞きしますが、先ほどの話だと家の中には置いていなくて、車の中にかばんに入れて保管していたと、そうやつ

ておっしゃいましたよね。

そうです。

そうすると、その後、3月4日に警察に再度提出した3枚については、車の中から見つかったということですか。

2枚はコピーの中に紛れ込んでました。

2枚のほうですか。

うん、3枚は春日井の政治関係の者に見せて、今後の対処についてお願いに行ったので、春日井の人物のところから回収しました。

乙第1号証の2を示す

これは分かりますよね、御提出されてる。

分かりますよ。

令和3年2月10日付の押収品目録交付書を見ると、2枚提出したと。

そうです。

そうすると、これについて、令和3年2月10日に提出した分については、春日井の政治家に預けてたものを、手元に戻ってきたから警察に出したと、そういうことになりますね。

ちょっと待って、ちょっと待って。ちょっと時間がたっておって、今の認識を決めたいのは、2枚はコピーの中に紛れ込んだるうちから、2枚出しました、3枚は春日井のほうから回収したということで申し上げていますけども、さっきから。

それでは、もう一回、11月18日作成の40枚出したときの状況についてお聞きしますが、こういう理解でいいんですか。あなたは、かばんごと、警察署の矢野警部補に取調べのために出向いたときに、かばんの中から署名簿を提出して、警察のほうで原本とか写しを確認した上で、40枚を押収したと、そういうことでしょうか。

40枚の数を数えたのは、矢野さんです。私は、こんだけどうぞと言

ったら、40枚しか、ああ、足らんなどと思って、私もそこで困ったぐらいだから。矢野さんが数えました。

だから、そのときは警察に出しているのは、原本と写し、両方出しているわけですか。

いやいや、原本だけですよ。

それじゃ、先ほどおっしゃってみえたマスコミ、読売新聞は、時期によるんだろうけど、読売新聞は写しを、原本のほかに写しを取って、くれたという話でしたよね。

と言ってますよ、私は。

そうすると、被告は原本と写し、両方持っていたんじゃないですか。

そうです。

そうすると、11月18日の守山署に行ったときには、原本と写しの両方を持っていったんじゃないかということを、私は前提でさつき聞いたんですが、そうじゃないんですか。

だから原本と言ってますけど、写しは言ってませんよ。判事さんもういうふうに聞いていませんよ。

だから、そうすると、じゃもう一回。読売新聞に現物を渡して、署名簿54枚の、コピーを取らせたのは、いつになるんですか。

だから18日の前ですよ。

18日の前ですよね。

前ですよ。

そうすると、あなたの手元には現物が54枚と、カラーコピーが54枚の計108枚ぐらい署名簿が、原本と複写のものが総数であったと思うんですが、警察に行ったときに、それ全部持っていたんじゃないですか。

だから、さっき言ったようにいろいろ散らばっていたので、40枚持つてきましたと。警察は強くもっと探せとは言われています。

そうすると、その時点で、一応、枚数は別として、現物とコピーの両方を持っていったという理解でいいんですか。

いやいや、現物を持っていったんです。警察は、私がコピーを持っていることを知りませんもん。

知らないじゃなくて、あなたは先ほどコピーか現物かは、今、複写技術がよくなっているから。

それは後の話でしょう。判事さんことを聞いとつてもらわれたんですかね。混濁しますよ、おっしゃることが。

もう一回確認するけれど、原本だと自分が判断するものを矢野刑事のところにかばんに入れて持っていたと、そういうことですか。

かばんに入れてというか、紙袋にあったやつを持っていったということです。

じゃ、紙袋に現物を入れたものを持っていったということですか。

そういうことです。

そうしたら枚数が当然、40枚だという話ですよね。

そうでした。

そうすると、11月6日の日と比べると14枚ないじゃないかと。

そうですよ。

どう説明されたんですか。

だから、また探すで待つって言っておきました。

ん。

探すから。

待つてくれと。

そうです。

先ほど、春日井の政治家に渡したのが、いつですか。

だから11月6日過ぎで、今言った当時、衆議院選挙の話か何かあつ

たので、早めに行つた、これだけじやなくて、たまに遊びに行つたり
もしていましたので、18日以前の、10日前後じやないですか。

11月10日。

何か、日にちで重要な意味がありますか。

あるから聞いているんです。

どう、あるのか、困ったな、じや答えられんな。

先ほど、新聞社は、読売新聞に18日の前にコピーを取らせたと。

もちろん。

東海テレビは、先ほどだとコピーのコピーという話でしたよね。

だからほんたで、18日以降であれだけれども、ちょっと私も失念しました。東海テレビは、いつ報道しましたかね。

私、見た記憶はあるんだけれど、11月中に報道したんじゃないかと思いますが。

だから私のコピーをコピーして、一軒一軒回ったようです。そのことをリコールの会からBPOに提訴したんじゃないですか。

そんなことはしていないけれど。

していない。

うん。

BPOが言ったって、東海テレビが、こんなことを言つたらあかんのかな、言ってましたよ。

そんなことはしていないけれど、そういう話があったんですか。

いや、リコールの顧問の弁護士が知らんとは驚きです。

しない行為のことを言われたって。

私、窃盗の全て出しとるんだもん、18日は。よく言うよ。

今の、そうすると、何で東海テレビはコピーのコピーを取らせたんですか。

だから先ほど言ったように、私はマスコミ対策しないと、警察が動か

ないからやったんです。でも、あのときは、警察動いてませんよ。あのときは全然、警察動いてませんよ。新聞載った、テレビやった、新聞も、朝日もやった。

時間がないから、ちょっと。

あなたの質問が悪いんじゃないですか。

あなたは、余分なことを答えてもらって困るの、今。

きちっと質問してください。

私がお聞きしているのは、現物、なぜコピーをコピーさせたかという話で、もう現物はあなたの手元にないという理解だったから、コピーをコピーさせたのか。

そういうことです。

そういうことですか。

そういうことです。

それじゃ、東海テレビにコピーのコピーを取りました時点では、あなたの認識では、現物は手元に1枚もないということになりますよね。

18日前ならあったけど、見せません。18日以降でしたらコピーです。

だから、東海テレビは、それで具体的にいつなんですか。私がテレビで見たのは、昨年令和2年11月中に署名簿がテレビの画面に映った記憶があるんだけれど、そうすると、いつ頃ですか。

だから、日にちの問題はあれだけれども、原本にしろ、コピーにしろ、同じものを東海テレビのほうで、私、取材受けたんですよ。私、テレビに出とると思いますよ。東海テレビに呼ばれて、そこで記者会見して、そのときに渡して彼らはコピーしてました。

あとは、それで、ほかのところのマスコミというのは、先ほどだと、中日新聞に原本の写真を撮らせたというようなことを何か言われましたよね。

中日新聞は、18日に提出するときに来たんです、記者が。伊藤君が来たんだ。そこで、車の中で、嫌だと言ったけれども、どうしてもというから見せたんです、写真撮ってましたよ。なかなか立派なマスコミじゃないですか。

じゃ、こういう理解でいいですか。令和2年11月18日の守山警察署に入ろうとしたときに、中日新聞の伊藤記者が署名簿を写真に撮影させてくれと言われて、それに応えて写真撮影させたと。

許しました。

そういうことですか。

そうです。

それは何枚ぐらい、写真撮影したんですか。

覚えてないですよ、全然。早くやれと言ってましたから。

それでは、枚数は分からないけど、記者が気の済むまで撮らせたということですか。

そらそうでしょう、そういうことです。うつとうしいけど記者として、私はなかなか立派だと思いますよ、取材活動としても。

甲第14号証を示す

あとですね、ほかに今回、原告のほうとしては、朝日新聞が記事を入手したということで、甲第14号証だと、42枚を入手したということになっているんだけど、これ、渡したんですか。

朝日新聞もどっかで渡してます、記憶はありません。中身は、全部同じもんですから。入手ということは、コピーですわ。向こうがコピーしました。

だから、コピーかどうかは別として、渡したの。

渡して、返ってきてますよ、そこら辺は、はい。マスコミさんはいつもとしてますから、ちゃんと守秘もやってくれてますので。

甲第14号証を見ると、もう295枚、42枚で、そうすると、7枚よりも枚数が、大体、7枚なんだけれど。

7入ね、うんうん。

そうすると、今回、これ裁判所に書証として提出してある署名簿の一部を渡したということですか。

マスコミの手元にある42枚しか信用しませんので、私が54枚、彼らは目の前のものを信用して、42を大前提で記事にしとると思います。彼らもないものがあるようなこと書きませんので、確実な数字で報道してますよ、それはそれでいいと思いますよ、私は。

乙第1号証の2を示す

もう一回示しますが、警察にこれ提出したやつについては、番号、書いてありますよね。

書いとるわ。

これは今回、被告から署名簿として提出されている乙第21号証の1から43までには入ってないなんだけれど。

だから、そこが紛失分になるんですよ。40枚の番号を矢野氏がサボったでいかんの、ほんとは、やっとけばよかったけど、あの2枚、3枚やってあるもんね。

分かってるんだよね、だから簡単にいうと、今回、警察に出てるやつは、何か知らんけど紛失されてると。

そういうことです。

そういうことですね、写し。

そうです。

写しも紛失してると。

偽造署名簿を紛失します。

だから写しを、先ほどの話だと、読売新聞の記者が全部取ったなんだけれど、

54枚、今回、証拠として出されている署名簿の中には入ってないと。

そうです。

令和3年2月10日に警察署に出したやつの控えというか、カラーコピーは入ってないと、どっかでなくしちゃったということですよね。

だから、誰が考えたって分かるじゃないですか。なければ、なくしたことになるじゃないですか。何が言いたいんですか。

確認です。

時間がないとおっしゃった割に、確認がたるいじゃないですか。

確認なんで。

もっと、核心をズバツと言ってくださいよ。

乙第1号証の3を示す

同じように乙第1号証の3、3月4日の3枚、これについても今回、書証では出てないですよね、この乙第21号証の1から43に。

出てない。ああ、だから紛失分でしょうね、うん。

紛失したということですね。

そうですね。

確認です、それは。

もう、物証で確認できますがね、私が言わんでも。

あとは、もう一回、簡単に整理すると、40枚、最初にまず守山署に令和2年11月18日に出したと。

出したんじやなくて、窃盗の罪で持ってこいといって取られたんですよ、窃盗ですよ。あなたが訴えたんじゃないですか。

関係ないです、そんなことは。

ありますよ。

そんなことは、聞いてないですから。

ありますよ、気分悪いですよ。私はリコールしたかったんだから。

2月10日に2枚を、先ほど警察に出したと。

さっきのとおり。

これは、どちらでしたか、分からなくなっちゃった。春日井市の政治家から回収したのが、この2枚でいいんですか。

3枚の。

3枚のほう。

前のやり取り、また迷うから、一応、3枚にしちゃましょ。

いやいや、ほんで。

迷っちゃう。

もう一個の、残りの枚数、2枚か3枚かどっちだったか、私もこんがらがってきたんだけど、それは車の中にあるのを見つけたと。

だから、皆さんに見せて回収できなんだということで理解してください。

だから、それで言われているのは、紛失したのは、あなたが。こういうことになるの、そうすると。ほかの人に署名簿を渡しちゃったと、現物を。それで、それがどこに行っちゃったか分かんないということで、紛失したということを言っているわけでしょう。

なんでしょうね、そうなりますわね。

そんな、何でそういう不適切な処理されるの。

私は不適切と、今までこそ言えることで、当時は、刑事事件にすることに一生懸命だったんです。本来、リコールの会がやるべきことじやないですか。あなたは11月4日、伊藤さんとしゃべつとるでしょう、田中孝博と。偽造だったと言つとつたじゃないですか、あなた、そばにおったんでしょう。あなたがやらなあかんことを私がやつたから、こうなつたじやないですか。頼みますよ、弁護士。

乙第21号証の1を示す

これ、今回、最後に任意でお出しいただいた署名簿の1枚目、裏面のところに署名者の住所、氏名欄と、あと、署名の年月日欄がありますよね。

そうです。

そうすると、この署名簿の年月日欄を見ると、10月26日になってて、署名の収集期間が10月25日であるから、その期間満了後のものだというのは、当時から、先ほども分かってたわけですよ。

これ、私が気がついたのは筆跡なんですよ。日付は後、筆跡でびっくりしちゃったの。今、これ、いつも、コピーが薄いからいかんのだけね、全部押印が打ってありました。右のほうに、あなたも調べて印鑑がないときあったけど、あるんです印鑑は、薄いからコピーで消えちゃったんです。さっきも言ったように、普通のまともな署名簿は消えないです。べたっとくるから、皆、これ詐業、ひどいもんだ。これが、偽造と思わん目はおかしいよ。

先ほど、おかしいと思ったのは日付が10月26日だと、主尋問ではあなたは証言されますよね。

言ってますよ。

記憶ないですか。

どこと。

10月26日になってるからおかしいと思ったと、さっき、あなたそうやって証言、自分がされていたの覚えてないの。

証言は、私が言ったのは、署名簿の筆跡の問題と押印の問題で、後で見たら日付が26日だったこと、後だと言っていますよ、聞いてましたか。

乙第21号証の1を示す

別にこれは証人尋問調書というので、反訳のやつがあるから後で見ます。あと1個。乙第21号証の1から43、うっかりしてたんだけど、この委任状

の日付見て、いつになつますか。

9月20日。

だから、令和2年9月20日と。

ちょっとといいですか。

僕が聞いているから。9月20日と書いてありますよね。

だって、これ委任じやないですもん。

だから書いてありますよね。あと、残りの、写しは何日になっているか御存じですか。

いや、知りません。

皆、9月20日だというのは御存じないですか。

大抵そうと、印刷だから、そう推定できます。何か意味がありますか。

だから、これ変でしょ。

どうして変なんですか。

だって、この収集期間は8月25日なのに、9月20日の委任状の日にちになつているわけです。

これを私に聞いてもらっても分かりません、作ったのは田中じやないですが。これって、ちょっとおかしいんじやない。

9月20日だというのを御存じじやなかつたんですね。

この9月20日については、事務局、田中孝博君に聞いていただかないと、私は、全然、不知です。

知らなかつたということですね。これ、43枚全部、9月20日になつているんです。だから、御存じなかつたということですか。だから、おかしいといふうには気づかなかつた、この点については。

あなたの疑問、私が何か偽造を作つたような感じに聞こえるんだけど、田中孝博に聞いてくださいよ、どうしてそういう質問をするんですか、私に。あなた、田中孝博の、まだマジックに、まだ抜けてないんじや

ない。それを印刷したのは田中孝博なんです。私じゃありませんよ。

私は9月末から行ってないの、事務局に、一切。質問がおかしいです。

甲第5号証の2枚目を示す

これがフォーマットなんですが、ここに委任状の日付があるところには、空欄と。

入ってないな、これ、ほんとだな、これ。

じゃ、知らなかつたと。

知らない。全部、田中孝博に聞いてください。

これテレビ局とか新聞社とかは、当然、あなたが情報提供したときに知つてた、知つてるというか、確認してるんじゃないかと思うんだけど。

いや、私は。

じゃ、これこういう理解でいいの。あなたが、先ほど情報提供した読売新聞の記者も、東海テレビの記者も、中日新聞の記者も、ほかのこの9月20日に、その委任状の日付になっていると、そういう指摘を受けたことを聞いたこともないということですか。

初めて今聞いたけども、NHKもこれたしか言ったか知らんけどね、

委任日というのは、別に本来なら、その日だもんで、そう大した影響はないと思うし、その質問は、事務局外者の僕に言ってもらっても困ります。

だから認識を聞いているだけだから、意見を求めてません。だから、今の話でNHKのクローズアップ現代で見せてましたよね。

あれは私じゃないんです。あれは、名古屋局から行ったかもしけんな、クローズアップ現代は、私は出てませんから、クローズアップ現代には。

いやいや、違う、署名簿を見せたかという話です。

名古屋局では、見せたかもしません。

それは、水野さんが名古屋局で見せたということですか。

そうですね。あれ、クローズアップ現代は、私は出てませんのでね。あと、今回11月6日、守山署に行った際、先ほど名前が出た鵜飼さんと竹内良二さん、2人が来たんですよね。

来たんです。

来たんですよね。

おお。

何しに来たんですか。

それが私もずっとツイッターで書いとるんだけど、当時は岡崎でまだ署名期間中なんです。それで何しに来た、俺も分からんのだけど、同時は仲よしだったから、遠方、御苦労さんだなと言って、あんた木曽路でしゃぶしゃぶまでおごっちゃったがね。

これは警察署に行った後で、おごったんですか。

ちょっとそれは前後で。現物があったから行く前だな、現物があったから。竹内が写真撮つとったで。

鵜飼さんが残しているツイッターのタイムラインだと、警察行った後で、木曽路でしゃぶしゃぶ食べてみえるんだけど。

後で行ってますか、となるとコピーを見せたんだね。

え。

6日でしょう、6日は原本ですがね。6日は、向こうは原本返ってきましたもん、原本ですよ。

だから、今、私が聞いているのは6日の話。

じゃ、6日は原本です。

6日の話で、わざわざ岡崎から2人が来たと、そういう話をしたよね。

私が呼んだわけではありません。彼らは、僕が連行したとか鵜飼君は言つたらしいけど、とんでもないですよ。私は、どこでも1人で行き

ますよ。

これ鵜飼さんと、最近のツイッターでのやり取りだと、鵜飼さんは11月4日の朝の時点で、組織票が出たというようなことが、このボランティアの間で出回っていたというようなツイートをしてて、あなたは、それに対して、何らかのコメントをしているというのを記憶していますか。

ちょっと記憶ないです。どんなのやってます、ちょっと教えてください。

だから、今回、もともと、そういう偽造の署名簿が混ざっていることをあなたと鵜飼さんでやり取りして、そのために集まつたんじゃないですか。

というふうに思われているらしいけど、一切ありません。悪いけど、鵜飼君も田中の仲間でリコール反対派だったもん、後で気がついたけど。

あと最後に、これツイッターで明確に、何か違うと言ってないんだけれど、ツイッターの書証を出して。

はい、どうぞ。何号証ですか。

甲第15号証の2を示す

甲第15号証の2の、田中に対して1枚幾らで売れるだろうかと、鵜飼さんに、これは。

100万円でいいんじゃないと書いた、このことも鵜飼君に聞いてください。

これは、特に何も。

私は、大体から署名簿を売るという発想はないんです、冗談はあっても。誰が買うんですか、あの署名簿を、申し訳ないけど。署名簿は、何に使うか、御存じですか。子供の誕生日、成人式。

もう一回確認、最後もう一点だけしか聞かないけど、守山署に11月6日に一緒に行ったのは、さっきの、偽造を世間にアピールする手段として、

2人がいたほうがいいということで、警察署に一緒に行ってもらったんですか。

全然。

違うんですか。

私、1人で行けるけど来ただけです、彼らが勝手に。さっき言ったように、何で私があの餓鬼を相手したらなあかんのですか、1人で行きますよ。

自分として、さっき言わされたのは、不正を明らかにしたいというのが目的だったと言わせてませんか。

もう、分からん人やな、6日は受理すると思って行ったわけ。
ん。

6日は、警察が受理すると思って行ったわけですよ。だから、受理しなかつただけのことです、それからです。

それじゃ聞きますが、何で受理してもらおうと思ったんですか。

偽造の署名簿だから、偽造の犯罪の証拠として受理すると思ってました、私は。

だから捜査してもらって、悪い人を罰してもらいたいという気持ちがあったからじゃないですか。

そりやそうですよ。だから、またね、刑事事件の案件で、また矢野さんのほうで事情聴取やったんだけど、本人も泣いてましたわ。あなたの初動が遅れたと言ってやったんです、本人に、それだけのことですわ。

裁判長

主尋問や反対尋間に出ていたところなんですが、11月6日の時点で、守山警察署に持ち込んだ時点で、54枚はあったということでよろしいですよね。

そういうことです、はい。

それで、突き返されたといいますか、受け取ってもらえなかつたので、その後、どのぐらい空けて読売新聞に持ち込まれたんでしょうか。

1週間もたつてないと思います。

1週間もたつてない。

はい。

どのぐらいですか、11月10日頃なんでしょうか。

ほんとに黒にしておいてください、申し訳ないです、特定できません。春日井市の知人のところにお話ししたのと、どっちが前か、分かりますか。

マスコミのほうが早いと思います。

先ほど、春日井市の知人にお見せしたのが11月10日頃じゃないかみたいなお話があったんですけど。

前後するとなると、マスコミ、その政治関係者です。

この春日井市の知人にお会いになる前に、読売新聞に持ち込まれて、その時点で、読売新聞社のほうが、カラーコピーを取ってくれて、水野さんとしては原本54枚とコピー54枚を持っている状態になったのが、11月10日頃ということでおろしいですね。

そういうことです。結構です。

それで、東海テレビの時期について、ちょっと不明確なんですけど、東海テレビに対してコピーをお見せしたというような御証言だったと思うんですが、コピーをお見せしたのはなぜなんでしょうか。

東海テレビは、新栄ですか、あそこの局へ出向きまして、あそこで撮影があったんです。そのときに持っていたものですから、コピーか原本か、ちょっと、18日の後のことか、失念してますであかんけど、コピーしても、今はいいですから、同じ内容です。

両方持っているときに、コピーだけをお見せするということもあるんですか。

あります、はい。そういうしているうちに、先ほど言ったように混在

してしまったんですね。

東海テレビさん以外に、あなたの陳述書の中に、朝日新聞にもお見せしたということをおっしゃっていて、朝日新聞との間で42枚というようなくだりがあるんですけれど、朝日新聞にお見せした時期については、どうなんでしょうか。

ですから、18日の後かもしれませんけど、枚数が減ってきとったということですね。そういうことです。

あなたの陳述書の中では、朝日新聞にお見せするようなときに、原本と写しを少し混在させるような形で渡したかもしれないというくだりが。

いや、それを言うのは苦しいけど、でも新聞社は必ず返ってきますから大丈夫です、はい。

そうすると、18日の守山警察署の前に、原本をお見せした相手は、何名ぐらいに対して何回ぐらいですか。

10名、20名ぐらいいますので、先ほど言ったように、11月はちょうど彼が政治の公認候補になっていたもんですから、なおさら、ちょっと急いでおったんです。これが公認ではいかんという思いがあつて、非常に、そのことも並行して、公認取消しのほうの運動もしましたから、はい。

それは、大半がマスコミなんでしょうか。

マスコミとその関係者です。

マスコミと関係者に。

それと知人に見せて、皆さん見たことないもので驚きますわね、見せると。そういう状態です。

渡し切ってしまったものもありますか。

回収しておったんだけども、ひょっとして渡し切ったことを忘れとることになるかもしれません、はい。記憶は定かではありません。

マスコミは必ず返ってくるということなので、マスコミ以外の方に渡し切った可能性もあるんですね。

まあ、恥ずかしいけど、そういう状態です、はい。

その辺りは、先ほど、細かなところについて失念したりであるとおっしゃっていますが、どのような過程で、原本がなくなってしまったりを含めて、明確な記憶がないということでおろしいですかね。

もう本当に、枚数の管理よりも告知をする、広く社会に広めるということに尽力しておりましたので、そっちのほうで、もう早く知らせて、新聞に載って、刑事化してほしいと思ってました。それに今回64か所の選管のうち、僕だけなんです、抜いたのは。あとは皆さん、田中孝博の虚言を信じて、選管の審査で言っとんだけど、弁護士も間違えてみえるけども、あれはリコールの会が事前審査しないといけないです、行政書類は。こんなことが分からんかなと思って、私も首をかしげてます。

原告代理人

偽造の署名簿は、だから、扱いとしては、そんなに慎重にしなくてもいいと思っていたんでしょうか。

そう言われてみると、そういうことになりますね。ただ、証拠として全量なくても、あれば、偽造性が認識できるのでという気持ちもあったかもしれません、はい。

以上